

『関係法規 第6版』 訂正

2007年3月10日発行 第6版第6刷に以下の誤りがありました。
お詫びして訂正いたします。

頁	行	項目	誤	正
2	9	2) 成文法の種類	② 条例	② 条約
30	11~14	b. 免許証 [免許証明書] の再交付	5日以内に、これを厚生労働大臣 [指定登録機関] に返納し、その手数料3,300円を国に納めなければならない (規則第6条, 第9条第1項, 様式第4号)。さらに、再交付手数料3,300円を指定登録機関に納めなければならない (法第3条の24第2項, 施行令第12条第3号)。	5日以内に、これを厚生労働大臣 [指定登録機関] に返納し (規則第6条, 第9条第1項, 様式第4号), さらに、再交付手数料3,300円を指定登録機関に納めなければならない (法第3条の24第2項, 施行令第12条第3号)。
72	4	(1) 医療関係者の業務	独占的な義務	独占的な業務
88	3	(B) 広告	(B) 広告	(3) 広告
88	10	(3) 監督	(3) 監督	(4) 監督
91-92	下4~上2	(2) 不妊手術 (法第3条)	下記上段	下記下段
	誤		2 ①現に数人の子を有し、かつ、分娩ごとに、母体の健康度を著しく低下するおそれのあるもの ②また、前項各号に掲げる場合には、その配偶者についても同項の規定による不妊手術を行うことができる。 ③第一項の同意は、配偶者が知れないとき又はその意思を表示することができないときは本人の同意だけで足りる。	
	正		2 現に数人の子を有し、かつ、分娩ごとに、母体の健康度を著しく低下するおそれのあるもの ② また、前項各号に掲げる場合には、その配偶者についても同項の規定による不妊手術を行うことができる。 ③ 第一項の同意は、配偶者が知れないとき又はその意思を表示することができないときは本人の同意だけで足りる。	
92	9~12	(3) 医師の認定による人工妊娠中絶 (法第14条)	下記上段	下記下段
	誤		1 妊娠の継続又は分娩が身体的又は経済的理由により母体の健康を著しく害するおそれのあるもの 2 ①暴行若しくは脅迫によって又は抵抗若しくは拒絶することができない間に姦淫されて妊娠したもの ②前項の同意は、配偶者が知れないとき若しくはその意思を表示することができないとき又は妊娠後に配偶者がなくなったときには本人の同意だけで足りる。	
	正		1 妊娠の継続又は分娩が身体的又は経済的理由により母体の健康を著しく害するおそれのあるもの 2 暴行若しくは脅迫によって又は抵抗若しくは拒絶することができない間に姦淫されて妊娠したもの ② 前項の同意は、配偶者が知れないとき若しくはその意思を表示することができないとき又は妊娠後に配偶者がなくなったときには本人の同意だけで足りる。	